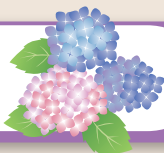


2021
June

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に通ずる期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
		1 赤口	2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅
6 大安	7 赤口	8 先勝	9 友引	10 大安 5月分の源泉所得税等の納付 特別徴収住民税の納期の特例分 の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出 (5月雇入分)	11 赤口	12 先勝
13 友引	14 先負	15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引
20 先負	21 仏滅	22 大安	23 赤口	24 先勝	25 友引	26 先負
27 仏滅	28 大安	29 赤口	30 先勝 外国人雇用状況届出書 (5月分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付 (5月分)		2021 7 日 月 火 水 木 金 土 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	

6月の税務と労務



税務

- 5月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 6月10日 (木) まで
- 前年12月～当年5月分の特別徴収住民税の納期の特例分の納付 **Check!**
★10人未満の事業所は届出により前6か月分を6月10日と12月10日までに納付することができます。
→ 6月10日 (木) まで
- 令和3年4月決算法人の確定申告と納付 (法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり (消費税は法人税の延長とセットで)。
→ 決算応当日 (月末決算では6月30日 (水)) まで
- 令和3年10月決算法人の中間申告と納付 (法人税・消費税など)
→ 決算応当日 (月末決算では6月30日 (水)) まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が400万円超の法人) のうち7月・10月・1月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では6月30日 (水)) まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) の年税額が4,800万円超の法人) のうち3月・4月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では6月30日 (水)) まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (5月雇入分)
→ 6月10日 (木) まで
- 外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない外国人の5月雇入・離職分)
→ 6月30日 (水) まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (5月分)
→ 6月30日 (水) まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

会社と株主・従業員との関係

6月は定時株主総会の時期です。会社は、対株主では株主総会にて事業報告等を行います。対従業員では原則それらの報告の場はありません。そこで、会社と株主・従業員との関係について、税務・労務の視点から記載します。

【税務上の視点】(会社と株主との関係)

会社と株主の関係は出資関係であるため、会社の活動指針は株主が決めた定款で定められ、活動結果は株主総会にて報告します。株主総会の承認を受けて、活動結果に基づき外部 (役所) には税務申告等を行います。

【労務上の視点】(会社と従業員との関係)

会社と従業員の関係は雇用関係であるため、従業員の労働指針は会社の就業規則で定め、労働結果の法律上の報告義務はありません。報告や承認とは無関係に、労働結果に基づき外部 (役所) には算定基礎届・労働保険申告等を行います。



税理士 金井恵美子

1 適格請求書発行事業者の登録

インボイスは、国税庁の登録を受けた適格請求書発行事業者（登録事業者）が発行します。

課税事業者	登録は、事業者が自ら申請して行うものであり、課税事業者であっても自動的に登録されるわけではありません。スムーズなインボイスの発行ができるように、制度の開始前に登録手続きを完了しておく必要があります。
免税事業者	納税義務が免除される小規模事業者であっても、適格請求書等を交付する必要に迫られ、課税事業者となることを選択して登録する場合がありますと考えられます。 財務省は、これによる税収増が2,500億円程度になると試算しています。

登録申請の受付は、令和3年10月1日に開始します。

また、課税事業者であっても、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者は、登録が拒否されます。

税務署長は、登録の要件を満たすことを確認して、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載し、その事業者に対して登録をした旨を書面で通知します。

The diagram illustrates the e-Tax system flow. It shows the process from application to registration, including data exchange between the applicant, tax authority, and tax agent, and the final notification of registration completion.

```

graph LR
    A[申請者] -- "登録内容をデータで送信" --> B[取引先]
    B -- "登録内容をデータで送信" --> C[税務署]
    C -- "登録通知を電子通知するとともにメールでお知らせ" --> A
    C -- "関与先の登録通知があったことをメールでお知らせ" --> D[関与税理士]
    D -- "関与先の全てをe-Taxで行うことで登録通知等の管理がスムーズに" --> E[関与先]
    E -- "デジタル化による事務の効率化が進む!" --> F[緑のキャラクター]
    F -- "受け取った登録通知のデータの真正性の確認をすることも可能" --> B
  
```

（出典：国税庁）

(出典：国税庁)